

「通帳レス口座に関する特約規定」

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、「協栄信用組合 通帳レス口座」(以下、「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下、「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ① 普通預金規定(無利息型普通預金規定含む)
 - ② ≪きょうえい≫キャッシュカード規定
 - ③ “きょうえい”ネットバンキング利用規定

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客様を対象とし、通帳の発行に代えて「しんくみアプリ With CRECO」または「きょうえいネットバンキング」の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当組合所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下、「有通帳口座」という。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。通帳レス口座を選択する場合は、当組合所定の書類に届出印により記名押印して提出してください。
- (3) 通帳レス口座は、ご利用の対象となる預金口座のキャッシュカードの発行および「しんくみアプリ With CRECO」の登録または「きょうえいインターネットバンキング」の利用を必須とします。
- (4) 通帳レス口座は、普通預金口座(定期預金を担保としていない総合口座も含まれます。)を対象とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含め、以下、「ATM等」という。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、ATM等を使用した通帳によるお取引(入金、支払等)はご利用いただけません。
- (2) 当組合の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当組合本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金は、「しんくみアプリ With CRECO」または「きょうえいインターネットバンキング」によりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当組合所定の期間とします。
- (3) 店頭にて通帳レス口座の入出金明細を発行する場合には、当組合所定の手数料を申し受けます。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、当組合所定の書類に届出印により記名押印して、有通帳口座の通帳とともに提出してください。

ただし、有通帳口座が当組合所定の条件に該当しない場合は、切替えいただくことができません。

- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなりますので、通帳に記帳されていない入出金明細がある場合は、ATM等または店頭にて記帳した後に、通帳レス口座へお切替えてください。
- (3) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、「しんくみアプリ With CRECO」または「きょうえいインターネットバンキング」で確認できます。

6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 通帳レス口座から有通帳口座への切替えは、当組合所定の書類に届出印により記名押印して、通帳レス口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。
- (2) 通帳レス口座を「しんくみアプリ With CRECO」から削除した場合、または各種事情により同サービスをご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当組合所定の手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

- (1) 通帳レス口座の預金の預け入れは、原則ATMとします。
- (2) 店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当組合所定の書類に記入して、通帳レス口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。
ご提示がない場合、当組合所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し)

- (1) 通帳レス口座の預金の払戻しは、原則ATMとします。
- (2) ATMが故障等の場合で、店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しをするときは、当組合所定の書類に記名して、通帳レス口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。但し、キャッシュカードの磁気エラーにより店頭払戻しが必要な場合は届出印による押印が必要となります。
- (3) 前項の払戻しを行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

9. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、当組合所定の書類に届出印により記名押印のうえ、通帳レス口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。
- (2) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当組合所定の手数料を申し受けます。

10. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和8年4月1日 制定)

(令和8年6月3日 改定)